

[事案 27-284] 入院給付金支払請求

・平成 28 年 10 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

糖尿病・高脂血症により入院をしたため、入院給付金を請求したところ、一定期間の入院についてしか入院給付金が支払われなかったため、残りの入院期間についての入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病・高脂血症により 122 日間入院したため、平成 26 年 7 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、最初の 56 日分の入院給付金しか支払われなかった。しかしながら、担当医よりの入院指示により、医師の指導管理下において入院に至ったものであり、入院時にはインスリン、投薬、食事療法、運動療法等、治療に専念していたものであるから、残りの入院期間分の入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の糖尿病の治療については、入院から 20 日後には「血糖値コントロール良好」とされ、23 日以降は「n p (問題なし)」とされていた。合併症である「過活動膀胱」の治療も、入院から 51 日目までであり、同日以降は経過観察のみでよいと診断されている。申立人は、日常生活動作については、入院中から自立していた。したがって、同日以降は、申立人は通院しながらの治療が十分可能であり、自宅等での治療が困難な状態とは認められない。
- (2) 申立人は、入院から 56 日後までに 2 回外泊しており、同日以降は頻繁に外出・外泊をしており、また病院食以外の間食も頻繁であったもので、少なくとも同日以降は、常に医師の管理下において治療に専念していたとは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院の必要性・相当性等について判断するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に、医療記録にもとづいて第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院から 52 日目以降は通院による治療で十分に対応できる状態にあったものと考えられること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。